第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その総務

を行うについて、故意又は過失によつて遊法に他人に損害を加え たときは、国又に公共団体が、これを賠償する近に任ずる。

の 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたと

きに、国又は公共団体に、その公窃員に対して求債権を有する。

MAR 1996 29

RECEIVED